

議案第193号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次
とおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第1
4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「保育士登録（）の次に「同法第18条の28第2項に規
定する地域限定保育士登録及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、子どもの教育及び保育に従事する職員の資格要件に地域限定保育士を加えるため、この条例を制定するものである。